

法人組織化事業

法人組織化事業とは

商店街が商店街振興組合・事業協同組合となる場合の登記等の事務経費に対し、補助するものです。

補助対象団体

任意商店街

補助対象経費

- 埼玉県中小企業団体中央会の特別賦課金
- 登記に必要な手数料
- 定款の作成費
- 印刷製本費

補助率及び限度額

補助率…補助対象経費の50%以内
限度額…10万円

申請書類の提出

1. 申請書の提出

法人登記終了後、速やかに提出してください。

申請に必要な書類

①補助金等交付申請書

②収支決算書

③領収書の写し

領収書の明細のわかる請求書等を添付してください。

④定款

⑤登記簿謄本

⑥役員名簿及び会員名簿

⑦設立総会議事録

2. 請求書の提出

補助金の請求に必要な書類

① 補助金等交付請求書

② 補助金等交付決定通知書の写し

③ 債権債務者登録申請書

③は通帳の名義等が変更になった場合のみ提出してください。

法人組織化事業の流れ

